

二風谷ダム判決とその後

田中 宏 著

第1部 講演「二風谷ダム判決とその後 ——訴訟の舞台裏とこの十年の動き」 05

- 1 なぜ、裁判に至ったのか 05
- 2 審査請求の戦略を練る 10
- 3 軽んじられたアイヌ文化の価値 15
- 4 先住民族の認否を争う 19
- 5 思い出深い裁判の舞台裏 27
- 6 判決後十年を振り返って 33

第2部 質疑応答 44

あとがき —— その後の動きを見て 60



この「ACADEMIA JURIS BOOKLET」シリーズ」は、北海道大学大学院法学研究科附属高等教育研究センターが主催したシンポジウム・講演会等の内容を記録するものです。

本号には、二〇〇七年七月二十四日、北海道大学人文社会科学総合教育研究棟二〇三室で行われた、公開講演会「二風谷タム判決とその後——訴訟の舞台裏とこの十年の動き」(共催：北海道大学アイヌ・先住民研究センター)の内容をおさめました。

二風谷ダム判決とその後

司会（長谷川晃） 北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター主催、北海道大学アイヌ・先住民研究センター共催の講演会にお越しいただきまして、大変ありがとうございます。私は、司会進行を務めます高等法政教育研究センター長の長谷川です。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は「二風谷ダム判決とその後——訴訟の舞台裏とこの十年の動き」ということで、北大法科大学院教授で弁護士の田中宏先生にご講演をいただきます。

田中宏先生は、一九七一年に北大法学部を卒業後、七三年に司法研修所に入所され、七五年に札幌で弁護士を開業されました。その後、札幌弁護士会でご活躍され、同弁護士会会長を務め

られるとともに、北海道弁護士連合会理事長、日本弁護士連合会副会長なども歴任されましたが、この間には、今日の講演会のテーマとなっております二風谷ダム訴訟において、原告弁護士団団長として、アイヌ民族の人々のために論陣を張られました。そして、二〇〇四年に北大法科大学院が開設されると同時に特任教授に着任され、本年春からは同法科大学院の専任教授として教鞭を執っております。

それでは田中先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

第一部 講演 「二風谷ダム判決とその後——訴訟の舞台裏とこの十年の動き」

田中宏 ご紹介いただいた田中宏です。

こんなに多くの方に二風谷ダム裁判のもつ意味を報告できることは大きな喜びです。その任に耐えられるかどうかわかりませんが、一生懸命お話ししたいと思います。

今日お話しするのは、まず二風谷ダム裁判とは何であったか、その意義についてお話しし、次に裁判の舞台裏について、さらに判決後、アイヌ民族の権利に進展があったかどうかなど、その後の動きについて、お話ししていきたいと思えます。

1 なぜ、裁判に至ったのか

まず、二風谷ダム裁判とはどのような裁判だったかについてお話しします。

二風谷は日高管内の沙流川の河口から約二十キロのところにある、道内で最もアイヌの人々の人口比率が高い集落です。従って、アイヌ文化が比較的良好に保存されているところです。

二風谷ダムは、一九七六年、苫小牧に「苫小牧東部大規模工業基地」（通称「苫東」という世界有数の大工業地帯に工業用水を供給するということが計画されました。当時の開発計画のパンフレットによると、苫東基地構想は世界の資源の三分の一を、その工業地帯に集めるという途方もないものだったようです。そこでは当然、大量の工業用水を使うので、一日二十五万トンの水を供給するということでした。

しかし、この苫東計画はオイルショックによって頓挫しました。苫東に進出する企業に水を大量に使う重工業は全くなく、石油備蓄基地などを建設したのです。このように水を使わないということはほぼ確定していましたが、その工業地帯に水を送るダムの建設計画だけは着々と進行していきましました。

目的が無くなったのだから、普通は建設をやめることになるのですが、事業主体である北海道開発局は、目的を次々と付け加えて、建設を強行したのです。どんな目的を付け加えたかという「洪水調節」です。開発局は、決して「洪水防止」とは言わず、「洪水調節」と言います。これはなぜかという、ダムをつくっても、百パーセントの洪水防止は、できないからです。しかし、

ダムがない場合よりも洪水の程度が弱くなるので、それが「調節」だという論法です。二〇〇三年の台風六号の際、二風谷ダムから放流したことにより下流の富川地区で大水害が起きました。その水害の裁判（富川水害訴訟）が行われていますが、それは「もう一つの二風谷ダム裁判」と言われています。

目的として、次に付け加えられたのは水道用水と農業用水の供給でした。しかし、水道は平取にも門別にもありますし、農業用水も必要ありません。さらに、もう一つ挙げられた目的は、一時間当たり三千キロワットの電力を供給することです。今もダムの方に小さい発電設備があります。しかし、三千キロワットとはどのくらいの供給量になるか、皆さん、ご想像下さい。皆さんの家では、だいたい一世帯当たり二キロワットか三キロワットぐらいは電気を使っているのです。そうすると、わずか千戸分程度の電力供給に過ぎません。このような目的を挙げ、「特定多目的ダム法」という法律に従って、建設を強行したのが二風谷ダムなのです。

ダムをつくると、当然、土地が水没しますが、二風谷ダムの場合に水没する土地というのは、「北海道旧土人保護法」（一八九九（明治三十二）年制定・以下「旧土人保護法」）によって、アイヌ民族に「下付」された土地です。「下付」というのは無償で払い下げることです。この土地を「給与地」といいます。

アイヌ民族の一人でアイヌ文化の伝承・保存に尽力された原告の萱野茂さん（一九二六～二〇〇六年）の著書にも「二風谷は、北海道で最も温暖な地域ではないか」と書かれています。そういうこともあつてアイヌの人たちは二風谷に集まり、文化を伝えてきたのだと思います。

二風谷のアイヌの人達は、給与地をよく耕作して立派な水田や、ソバ、麦などの畑にしました。それを今度はダムのために収用するということになったのです。約四十名の地権者のうち、萱野さんと貝澤正さん（一九二五～九二年）の二人を除いて、全員収用に応じました。北海道開発局は、アイヌの地権者に、日本人に比べて二十パーセント増の農業の損失補償を行いました。私は裁判でこの二十パーセント増額したのはなぜなのかと開発局の担当者に尋ねましたが、担当者は答えませんでした。要するに、「アメとムチ」の「アメ」の部分がその二十パーセントだったのだと思います。その結果、最終的には萱野、貝澤の二氏が収用に応じず残ったのです。萱野さんは約九反（二千八百坪）、貝澤さんは約八反（二千五百坪）の農地を持っていました。この二人がなぜ反対したかという点、あまりにも和人は勝手過ぎると考えたからでした。

アイヌには土地所有権の概念がなかったのですが、一八七七（明治九）年までに、明治政府は、「地所規則」という一片の命令というか通達で、「アイヌモシリ」（アイヌ語で「人間の大きいなる土地」北海道）の意）をすべて国有にしてみました。それを今度は旧土人保護法によって、ア

アイヌに五町歩（一万五千坪）を下付したのです。つまり、一度アイヌから奪った土地を、アイヌに与えて耕させたのですが、耕作に失敗したアイヌからは再び取り上げるといった政策をとったのです。二風谷は肥沃な土地なので、取り上げられた人は少なかつたと思います。アイヌの人々が定住して、この地にはいい田畑が拓かれてきたことが、貝澤正さんの『アイヌ わが人生』（岩波書店、一九九三年）という追悼集に詳しく書いてあります。

第二次世界大戦後には、戦後農地改革による「自作農創設特別措置法」（自創法）という法律で、さらに土地が取り上げられるということがあります。萱野さん、貝澤さんは取り上げられずに済んだのですが、土地を多く持っていた人の中には取り上げられた人もいたのです。

そして、その次にアイヌの人々から土地を取り上げたのが二風谷ダム建設だったのです。「苦東に工業用水を送るからダムをつくる。そのために水没するから立ち退け」というのが、一九八九年に下された北海道収用委員会の収容裁決でした。このように二風谷アイヌは、和人の政策に翻弄（ほんろう）されてきたのです。「こんな和人の勝手な理屈に應ずることはできない」というのが、萱野さんたちが収用に応じなかつた理由の一つです。

そして、二風谷にダムをつくるということは、「イオル」（「狩猟採集区」の意だが、アイヌ民族にとっての「精神的な空間」の意を含む）と呼ばれるアイヌの人々が自分の出自を確認する場所

を破壊してしまうことでもありました。「チノミシリ」というアイヌ民族が祈りを捧げる場所が三カ所もあったのですが、そうした場所に土足で入りこんでダムをつくるということは許されないと萱野さんたちは考えました。また、貝澤さんは当時、社団法人北海道ウタリ協会（以下、道ウタリ協会）の副理事長であり、アイヌ民族の復権ということに自分の人生すべてを賭けられた方でした。ですから、裁判を通して民族の権利の復権を訴えたいという動機から収用反対を主張されたのです。

2 審査請求の戦略を練る

収用手続きはどんどん進んでいったのですが、お二人から私たちには全く相談がありませんでした。私たちも新聞などの報道で萱野さんが頑張っている様子をハラハラしながら見守っていたのです。「二風谷ダム裁判時系列表」（十一頁）を参照いただければわかるように、一九八九年二月の北海道収用委員会の収用裁決後初めて、萱野さんは私たちのところに来られたのです。収用裁決に関する報道では、萱野さんが裁判の資料を弁護士のところに送ったとも伝えられ、私たちは誰に送ったのだろう、誰が代理人を担当するのだろうと思っていたのです。しかし、その時

— 二風谷ダム裁判時系列表 —

1986(S 61).4 国(代理人開発局長)事業認定申請	<国内・海外の動き>
1986(S 61).12 建設大臣事業認定	
1987(S 62).2 建設大臣・収用裁決申立	
1989(H 1).2 北海道収用委員会・収用裁決	
1989(H 1).3 貝澤正・萱野茂 審査請求の申立	
1991(H 3).5 マーボ判決	
1993(H 5).4 建設大臣 審査請求棄却の裁決	1993(H 5) 国連「世界の先住民の国際年」
1993(H 5).5 貝澤耕一・萱野茂 収用裁決取消訴訟の提起	1993(H 5).7 世界人権会議ウィーン宣言及び行動計画
1994(H 6).8 萱野茂 参議院議員となる	
	1995～2004年 国連「世界の先住民の国際10年」
	1995(H 7).3 ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会(座長伊藤正巳)発足
	1996(H 8).4 ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書
1997(H 9).3.27 札幌地裁判決	1997(H 9).5 アイヌ文化振興法制定。同法の付則で北海道旧土人保護法廃止

点では、私たちの方には全く連絡がありませんでした。

ところが、ある日突然、萱野さんが会いたいということで、貝澤正さんと二人で私の事務所に来られました。それはもう収用裁決に対する不服申立の期間のリミットいっぱいの時期でした。審査請求する場合は土地収用法という法律で、裁決書を受け取ってから三十日以内に申し立てしなければいけないということになっていました。私のところに来られた時には、すでに裁決後相当の期間が過ぎていたと思います。

萱野さんたちは、とにかく裁決は違法だと訴えてほしい、ということだったので、道義的あるいは政治的な理由からだけで裁決はひっくり返りません。法律的に構成し直さなければなりません。法律的に、どこで戦えるのかということが一番の問題なのです。

審査請求申立が許される期間は残りわずしかなかったので、私たちのつくった申立書は大変未熟なものでした。土地収用法が適用されるには、まず事業として建設大臣が認定しなければいけないのですが、その認定の手続きに当たっては「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること」（土地収用法第十六条）と書かれています。つまり、「土地の適正、合理的な利用」が要件なのです。ダムをつくることは、通常、それなりの目的がありますから、一見して違法でない限り「適正かつ合理的」ということになってしまいます。

私たちが参考にしたのは日光の「太郎杉裁判」（栃木県日光市の日光東照宮周辺の国道拡幅計画に伴う土地収用で、杉の巨木の伐採については是非が争われた裁判。一九六九年に収用裁決を取り消す判決が下された）でした。この裁判で、土地収用法二十条の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するかどうかということ審査する手法が確立されたと言われています。それは、事業を行うことよって得られる利益と事業を行うことよって失われる利益を比較衡量するという考え方です。この手法を「比較衡量論」とか「利益衡量論」と呼んでいます。得られる利益の方が大きいと裁量権を適正に行使したということになるが、逆に失われる利益の方が大きくなれば、その裁量権の行使は、濫（らん）用であり違法だということになるのです。私たちは未熟でしたが、まずこの判例に依拠して申し立てを行いました。

萱野さんも貝澤さんも収用委員会に呼び出されて意見を述べていますが、収用裁決は、末尾において次のように記しています。「二人の意見は傾聴に値する。しかし、提起された諸問題を解決するには、収用委員会の権限を超えるものであり、他の行政機関の協力を待たなければならぬ。収用委員会としては、諸機関の協力によって、早期に解決されることを望む」と。末尾の付言は、おそらくリップサービスであったのだろうと思います。

私たちはこれを逆手にとり、「収用委員会はこのように立派なことを言っているが、本当にどこま

でやるのだ」と問いかけました。これをきちんと見届けることも、この不服手続きにおける一つの獲得目標にしたのです。

実は、この審査請求以外の方法として、いきなり裁判所に、取消訴訟を起こすことも可能でした。しかし、私たちは日本政府がアイヌ民族に対してどんなにひどい政策を行っているかということ訴える機会をできるだけ多くつくりたいと考え、そのためには、まず審査請求手続の中で訴えていこうと考えたのです。

また、補償金の多寡を争うことも可能でした。土地収用法は、補償金の額に不服がある場合は増額請求の裁判ができると定めています。それで、萱野さん、貝澤さんに増額請求はどうするか相談したのですが、それはやらないということになりました。なぜかというところ、二人が大変なバッシングを受けていたからです。四十数名の地権者は収用を受け入れたのに、二人だけが反対しているわけですから、地元でも非常に孤立し、ありとあらゆるところから不服申立の取り下げ工作が行われていました。そうした中で増額請求をしたら、萱野さんと貝澤さんはお金が欲しくて反対しているのだと受け取られかねませんでした。ですから、金銭請求については争わないということにしたのです。

3 軽んじられたアイヌ文化の価値

以上が審査請求申立時の主張の骨子ですが、比較衡量論について私たちが主張したのは、失われるのはアイヌ文化であり、得られる利益はない、ということでした。ダムをつくることは建設業者の利益になるだけで、アイヌ文化には取り返しがつかない打撃を与えると主張したのです。建設業者の利益、とりわけ公共事業の日本の特質については、ジャーナリストの本多勝一さんの意見を引用させていただきました。本多さんには参考人として意見陳述をお願いし、日本の公共事業の特性について話していただきました。また、アイヌ文化とはどのようなものかについては、先日亡くなられた、北大教授（当時）で文化人類学の吉崎昌一さんに「沙流川に依存するアイヌ文化」というテーマで意見陳述をお願いしました。これは、ダムによって、どのような価値が失われるのかを示すものでした。さらに、当初は明確に主張していなかった、アイヌ民族の「先住民性」についても、私たちは少しずつ勉強する中で主張するようになりました。道ウタリ協会の理事長（当時）の野村義一さんにアイヌモシリの侵略の歴史を語っていただきました。私たちの主張を裏付けるのに、この三人ほど適した参考人はいないと思えました。

しかし、これら意見陳述を聞いたのは建設省の課長補佐なのです。権限の分掌ということで、大臣から、どんだん下の方に担当が下りて課長補佐になったのです。それで当時、公明党の参議院議員であった猪熊重二さんが、その課長補佐に向かって「アイヌの国から日本に対して異議申し立てをしているのに、若造が受けるなんて失礼ではないか。大臣を連れて来い」というようなことを言われましたが、通るはずもありませんでした。

私たちは現場検証の申し出も行いました。現場検証はめったに採用されないのでありますが、採用されたのです。対岸に「二風谷ファミリーランド」という公園がありますが、そこで現場検証の対面式をしたのです。萱野さん、貝澤さんはじめ、アイヌ民族の皆さんは正装して、建設省の役人を迎えました。萱野さんが、日本の国から総理大臣に継いで二番目に偉い人を迎えるというような挨拶をアイヌ語でして、貝澤耕一さんがその通訳をしました。

その時に初めて萱野さんの口から「チノミシリ」という言葉が出たのです。そのやりとりは全部検証調書に記録されています。私たちは当時、「チノミシリ」の意味がわからなかったのですが、萱野さんに尋ねたところ、萱野さんは『チノミシリ』は、いたずらに第三者に教えるものではない』と言われました。それで国側から、『『チノミシリ』というのは萱野の創作で、本当はない』というわさが流れたのです。

ところが、聴き取りを行ったり、いろいろな文献を調べていくと「チノミシリ」（「私・礼拝する・場所」の意）という場所は確かにあることがわかりました。例えば、司馬遼太郎の著書『街道をゆく』の中にも、二風谷ではないのですが、別の地域の記述で「チノミシリ」が出てきます。今では「チノミシリ伝説」と言われることもありませんが、間違いなくアイヌの精神文化の中で重要な位置を占めているものとわかりました。国の関係者の間で、こうしたデマが流れるということは、国がいかにアイヌ文化に対するダム建設の影響について調査してこなかったかを示す証拠のようなものです。

ダム建設に当たっては、環境アセスメントが必要です。二風谷の場合、どんなアセスメントをしたかという点、植生と魚、鳥への影響だけでした。このアセスメントは、コンサルタント会社に委託し多額の費用をかけて行っているのですが、アイヌ文化に関しては何一つ調査していません。文化財保護法に基づく埋蔵文化財調査は行ったのですが、それによって「チャシ」（「とりで跡」、あるいは「交易所」の意）が発見されました。「さあ、大変だ」ということになったのですが、国の対応は、写真を撮っておけば壊してもいいのだという程度でした。こんなことがあったので、萱野さんは「自分たちは鳥以下の扱いだ」というようなことを言っていたのです。このように、二風谷ダムの環境アセスメントは、アイヌ文化に対する配慮が全くなされずに進められた

と言えます。

なぜ二風谷がダム建設地に選ばれたかということですが、これは後に裁判の過程で明らかになりました。当初、建設候補地は、二風谷より上流案、二風谷案、二風谷より下流案と三つありました。その中でなぜ二風谷案が採用されたかというと、建設経費が一番安いからなのです。要するに、アイヌ文化の価値を顧みることなく、お金の問題だけで選択したということであり、もうあきれてものが言えませんでした。

意見陳述が終わって、私たちは早く裁決を出してほしいと要望していたのですが、国はだんまりを決め込み、手続きは進行しませんでした。その一方で、ダム建設は、どんどん進行していました。ところが、九二年、萱野さんが社会党から推薦されて参議院議員選挙に立候補するという情報が流れた途端、物事が進みかけたのです。それはなぜかと言えば、もし萱野さんが当選して国会議員になったら、国会議員には国政調査権がありますから、これを行使してダム建設の実態を調べることができるので、それを国は恐れたのだと思います。しかし、萱野さんは、次点で落選しました。そうすると、国は、再びだんまりを決め込んだのです。そういう経過がありました。なお、萱野さんは、後日、繰り上げで参議院議員になりますが、ダム裁判のことで国政調査権を行使されたことは一度もありませんでした。公私の別を厳しく分けられていたのだと思います。

4 先住民族の認否を争う

一九九三年四月、審査請求棄却の裁決が出ました。その理由は「ダム建設には、工業用水を二十五万トン供給するという立派な目的がある」というものでした。

受任の当初、審査請求をするのか、それとも取消訴訟にするのか悩んだわけですが、今思えば、結果として審査請求で正解だったと思っています。もし取消訴訟を選んでいたら、ダム完成の何年も前に裁判は終わっていたかもしれません。しかし、前掲の「時系列表」(十一頁)を参照するとわかるように、裁判の進行状況と並行して、九三年の国連「世界の先住民の国際年」以降、先住民族の人権を問いかける国際的潮流が展開していきます。こうした動きと裁判とが並行していたという意味は大きかったと思います。

もし私たちが審査請求をしないで、いきなり取消訴訟をしていたら、早い時期に国は建設大臣の審査請求棄却の裁決書と同じことを言ってきたと思います。それに裁判所も同調したかもしれない。そうならなかったのは、先住民族に対する国際的な潮流と時期的に一致したからだと思えます。これを裁判所は無視できなかったのだらうと思います。ですから、九七年の札幌地裁判

決は、アイヌ民族を先住民族と認めたくえで、憲法十三条と国際人権規約のB規約（市民的、政治的権利に関する国際規約）二十七条を根拠に、アイヌ民族の文化享有権を認めたのです。もし少数民族の権利を尊重しようという国際的潮流がなければ、裁判ではけんもほろろに拒絶され、負けていたかもしれないと振り返っているところです。

その後、貝澤正さんが亡くなられ、九三年六月、ご子息の貝澤耕一さんと萱野さんが収用裁決取消の訴訟を起こしました。私たちも手続きを進める中で裁判の目的について勉強を重ねましたが、結局、「民族の権利回復の運動の中で、アイヌ民族が先住民族として認められないのはなぜなのか」ということに行き着きました。裁判の目的は、アイヌ民族を先住民族として認めさせようというところに移っていったのです。お二人は、抗議の意味を込めて異議申し立てを行っているのですから、当然といえば、それまでですが、われわれ弁護士も、事件を担う中で鍛えられ、このことが明確に意識されるようになりました。

取消訴訟は当初、北海道収用委員会が被告でしたが、その後、国（法務大臣）が訴訟参加してきます。これによってアイヌ民族と日本国という対決の構図になりました。

日本政府は今まで、アイヌ民族を一度も先住民族と認めていません。これについて裁判の過程で何とかその承認を引き出そうとしたのですが、頑として応じませんでした。その理由について、

最初は「この裁判はダムをつくることが正当かどうかであって、アイヌ民族が先住民族かどうかを判断することではない」と主張していました。つまり、適法性の判断には関係がないことだということです。国側のアイヌ民族に対する認識が見事に表れています。だからこそ、文化的なアセスメントを行わなかったのです。

その次に国が主張した理屈は「『先住民族』とは何だ。定義が無いではないか」ということでした。しかし、実は立派な定義があります。国連の「先住民族の権利に関する宣言（案）」（本講演会後の二〇〇七年九月十三日、国連総会で採択された）のための作業部会が十年以上準備してきました。そして、ホセ・マルチネス・コーボさんという方が委員長になって、定義のための小委員会をつくり、そこで「先住民族」の定義が規定されています。この小委員会の報告書を「コーボ報告」といいます。二風谷ダム判決も、ほぼそれに従ったのです。日本のNGOである市民外交センターの上村英明さんは「この判決の定義は満点だ」と評価していますが、それくらい判決には国際的な流れが成果をもたらしたというかインパクトがあったと思います。国は定義がないと言っていました。その国連の作業部会には日本から外務省の役人も出席しているのです。それでいて定義がないから認否できないということでした。

私どもは、国に釈明を求め、裁判所からも国に対する釈明命令が出されました。アイヌ民族が

先住民族かどうか、その先住性の認否について次回までに国に意見書を出すように命じています。それに対して国は「アイヌの人々が先住民族であるか否かは本件事業認定の適法性を左右する要素とはなり得ない」と答えているのです。私たちは「先住民族の文化を破壊するダム建設だ」と主張していたのですが、そんなことは関係ないのだというわけです。しかも「次回までに認否する」と答えていて、その答えが「認否する必要はない」というものでした。この姿勢は、現在まで一貫しています。

二風谷ダム裁判では、国立民族博物館教授の大塚和義さん（現・同館名誉教授）に、ダム建設によるアイヌ文化への影響について証言してもらいました。大塚さんは、特に、「イオル」が破壊されることを強調されました。それから北海道教育大学岩見沢分校教授（当時）の田端宏さんには、アイヌと和人の歴史について、特に明治政府からの本格的侵略の時代について話してもらいましたが、これによってアイヌ民族の先住性については確立できたと思います。そして小樽商科大学助教授（現・同大教授）の相内俊一さんには先住民族の権利に関する国際的潮流について話してもらいました。相内さんは、ジュネーブで行われた「先住民族の権利宣言」の作業部会にも道ウタリ協会のメンバーと一緒に参加しています。そういう意味で彼が最も証言に適切な人だと思いました。このように、もうこれ以上望み方がないというように証人として参加いた

いただきました。審査請求の三人の参考人の方々、裁判で証人となっていた方々には、手弁当で、ボランティアとして協力いただきました。裁判を支えていただいた皆さんに、感謝するほかありません。

二風谷ダム裁判と判決の意義はどこにあったのでしょうか。この裁判は、アイヌ民族に属するお二人が、私的な利益を求めず、民族の権利を正面に掲げて、国と真つ向から闘った事件でありました。これに判決が正面から応えて判決を出した事件といえます。私は、このように位置づけています。

判決の第一の意義は、国の機関である裁判所が、歴史的経緯を十分理解した上で、アイヌ民族を先住民族と認めたことです。このこと自体、画期的なことだと思えます。この判決は、後に述べますように、両方控訴なく確定しました。先住民族の定義については、ほぼコーボ報告に従っており、どこに出してもおかしくない名文だと思えます。ところが、その確定判決があるにもかかわらず、行政はこの判決を一顧だにしません。これが日本の司法と行政の関係を象徴する現実なのです。

「時系列表」(十一頁)にあるように、一九九一年に「マーボ判決」がありました。「マーボ」とはオーストラリアの先住民族「タレス海峡民」の人の名前で、判決とはオーストラリアの最高裁

の判決を指します。マーボという人が、オーストラリア政府が無主の地だとして奪った土地を先住民に返せと訴えたのですが、それを返すように命じた判決が、「マーボ判決」です。当時の新聞には、この判決がオーストラリアを変えてしまうほど大きな影響力を持つというような見出しが出ていました。この判決によって、「先住民土地権原法」という法律が九三年に制定されました。裁判が契機となって立法が行われるというのは、オーストラリアだけでなく、アラスカでも、カナダでも同じだと聞いています。

しかし、日本の場合は、こうした確定判決があっても行政は無視するばかりです。一体、司法と行政の関係はどうなっているのだと思わざるを得ません。なお、判決直後の五月にアイヌ文化振興法が制定されておりますが、この点については、後に詳しく述べます。

第二に、憲法上の権利として、少数民族の文化享有権も認められたことです。多民族多文化共生社会において、当然、自己の民族文化を享有する権利が認められるべきですが、単一国家論が横行する中で、単一国家論にくさびを打ち込むものでした。わが国において少数民族に属する人はたくさんいます。その彼らに、自己の民族文化を享有する権利が、確認されたのです。

第三に、国は「アイヌ民族独自の文化を衰退させた歴史的経緯に対する反省の意を込めて、最大限の配慮をすべきであった」（判決文のまま）にもかかわらず、その考慮を怠った。従って、国

は土地収用法の要件の吟味について裁量権を逸脱した違法があると宣言したことです。

第四に、判決は結論として、請求を棄却しています。ダムが完成していることで、収用委員会裁判は違法であるけれども、いまさら取り壊すことは妥当ではないとして棄却しています（いわゆる事情判決）。事情判決とは、違法な行政処分であっても、元に戻さない状態で、処分の違法の宣言を行い、請求を棄却するということです。ダムの収用裁判が違法となった場合、ダムはどうなるのだろうかということが法学の授業設例にありましたが、初めてダムにおいて事情判決が適用された例です。

北大法学研究科の常本照樹先生はある論文の中で、この事情判決があったからこそ、判決は破天荒な論法をとることができたと評論されていました。もし事情判決がなかったら、裁判所は、利益衡量の中で、国に軍配を上げていたかもしれません。また、違法が確定しますと、ダムは取り壊さなければなりません。大きすぎる影響に委縮したのかもしれませんが。一九三〇年代、アメリカ合衆国ではニューディール政策が進められ、全国産業復興法に基づいてダムがどんどん建設されたのですが、それに対して連邦最高裁が次々とそれを中止させる判決を出しました。二風谷ダムも本当にダムを取り壊すことになれば、このアメリカの例と同じくらいインパクトの大きな判決になっただろうと思います。

しかし、この判決は、ダムを壊せというところまではいかず、ただ、違法の宣言があったという事に過ぎません。ですから、貝澤耕一さんはいつも「あれは違法ダムだ」と言っているのです。

第五に、判決は、「先住権」をいうかどうかはともかく、留保付きで「アイヌ民族は先住民族である」としています。つまり、先住民族であれば先住権というものが一定程度発生しますが、そのことについては明確に触れていません。それがこの判決の限界ではないかと思っています。

最後に、二風谷ダム判決には、影の部分もあります。私どもは、取消訴訟の訴えと同時に、処分の執行停止の申し立てもしていました。裁判所は、執行停止についてはまったく手を付けませんでした。その間にダム建設はどんどん進んだのです。そして、判決の一年前にダムは完成し、開発局は試験たん水を開始しました。裁判所は、審理が相当進んで、心証がある程度形成されたならば、執行停止の判断も可能だったと思います。執行停止の申し立てに裁判所が応えたのは、判決の日です。答えは、もちろん却下です。裁判所が、執行停止の申し立てに判断を示さず、ダムを完成させてしまったことは、右に述べたようにダムを取り壊す影響の大きさに、司法が委縮したのかもしれない。この事実は、影の部分として指摘しておかなければなりません。

ともあれ裁判所が、日本の国家機関として初めて先住民族と認めたということの価値は大きく、

さらに少数民族の文化享有権があること、民族の文化は尊重されなければいけないことを裁判所が宣言したということですから、その成果は輝かしいものではないかと思っています。この判決が、その後さまざまな場面で引用されていることは、この裁判に関わった者として、大変嬉しいことです。そしてこれからは、何としても国にアイヌ民族が先住民族であるということを認めさせた上で、アイヌ民族の権利を確保する基本法をつくっていくことが重要だと思っています。

5 思い出深い裁判の舞台裏

次に、二風谷ダム裁判の舞台裏での出来事やエピソードについて、お話していきたいと思えます。

最初の話題は「日本語とは、何だ」というものです。これは私のエッセイ（『自由と正義』二〇〇五年七月号）の題名ですが、それは札幌地裁での萱野さんの意見陳述に関して書いたものです。裁判の最終弁論に先立って、萱野さんはアイヌ語で意見陳述を行いました。冒頭の一部を訳しますと「私の名前は萱野茂と申します。この場所でアイヌ語で私が話しても皆様はわからないでありません。それというのは、あなたたちは日本という別の国から来た別の民族なので、アイ

又語を聞いてもわからないのです。別の国から、別のところから、あなたたちは来ているのですよ」というものでした。

裁判所法という法律があるのですが、その中で裁判所では日本語を用いると定められています。ですから、本当は日本語以外の外国語を用いてはならないということです。萱野さんのようにアイヌ語で意見を法廷で述べるということは原則的にはあり得ません。しかも、民事訴訟法でも刑事訴訟法でも、外国語には通訳を付けるということになっていきますので、通訳もないということになると、裁判所は当然、陳述を制止しなければいけません。

ところが一宮和夫裁判長は、突然のアイヌ語による陳述であるにもかかわらず、制止しませんでした。なお、萱野さんの陳述は、逐一、貝澤耕一さんが訳文を読み上げていました。実は、第一回の口頭弁論の時にも萱野さんは意見陳述しようとしたのです。しかし、別の裁判長でしたが、まかりならんと事前に制止しました。

どうしてアイヌ語で陳述しようとしたかという点、裁判の関係者に、日本の主権の及ぶ日本の領土で話されている言語でありながら、日本人が全く理解できない言語があるということ、そして、その言語が連綿として語り継がれていることをわかってもらいたかったからです。このことこそ、和人によるアイヌモシリに対する侵略の証拠に他ならないからです。また、異なる言語が

日本にあることは、多文化共生を象徴するものでもあるのです。萱野さんが意見陳述で訴えたかったのは、まさにこのことでした。一宮裁判長は、前の裁判長と違って、全く制止することなく拝聴していました。

次に、この二風谷ダム裁判では、原告である萱野さん、貝澤さんは、請求を棄却され負けています。事情判決になったことにより、ダムは破壊されることにはなりませんでした。敗訴した萱野さんたちは当然控訴することができます。ところが、勝訴した国側が控訴すると言い出しました。法務省は、真剣に控訴することを考えたのです。

判決の正文第一項は、「原告の請求を棄却する。ただし、収用裁決は違法である」ということになっています。そして、第二項で「訴訟費用は参加人の負担とする」になっています。参加人とは国です。第一項は原告の負けで、ただし書きは、違法宣言といわれているものであり、国の負けということです。ただし書きで違法が宣言されているので、法務省はこれについて控訴しようと本気で検討しました。しかし、事情判決の違法宣言で国が負けて控訴したという前例はありませんでした。私も北大で教えを受けた民事訴訟法の小山昇先生のご自宅まで押しかけ、教えを乞いました。先生も「違法宣言の部分だけで控訴できるかどうかはわからない」と言われていました。これは本当に難しい問題だと思います。国は、「勝負に勝って、相撲に負けた」といえます。

当時の建設大臣は亀井静香氏だったのですが、亀井氏から参議院議員になっていた萱野さんのところに電話があり、「萱野さんはどうするんだ。法務省は控訴を検討しているが私がやめさせる」と言ったそうです。萱野さんも「大臣、ありがとうございます。もう終わりにしたいのです」ということで、双方控訴なく一審で確定したということです。

私たち原告は負けていますから控訴できることは間違いないのですが、請求棄却の判決を得て勝ったはずの被告が控訴できるというのも不思議な理屈です。今後、同種の事件があれば、裁判所がどう判断するのか注目したいと思いますが、今のところ、例はありません。

そして、第二項で訴訟費用を百パーセント、参加人つまり国、法務大臣の負担とすることになりました。訴訟費用は敗訴者が負担するというのが原則になっています。ですから、その点から見ても、この裁判は、百パーセント原告が内容的に勝った事件だと思います。

また今だから話しますが、私たちの国際人権法による主張というのは窮余の一策でした。「アイヌ文化を守れ」と訴えても、その主張を支える根拠がなければ言葉の空中戦で終わってしまします。その根拠を与えたのが国際人権の動きでした。たまたまどこかの雑誌で『国際人権法の活用』という本に関する記事を見ました。それを見て、これだと思ったのです。ちょうど九三年が国連の「世界の先住民の国際年」で、九五年からは同じく「世界の先住民の国際十年」でした。二風

谷ダム裁判は、国連が加盟国に先住民の問題について前向きに解決しようと呼びかけた十年にちょうど重なったのです（十一頁「時系列表」参照）。

私たちは、野村義一さんが国連総会でアイヌ民族の衣装を着て演説しているところを覚えています。あの演説が行われたのもまさにこの時期でした。こうした動きをうまく活用できないかと私たちは知恵を絞ってきたのです。裁判所はこの国際的潮流と憲法十三条を合わせて、アイヌの文化享有権を認めてくれたということです。最初の裁判を起した時には、こんな結果になるとは思いませんでしたから、裁判というのは本当に生き物のようで、最初はだめだと思ってもやっていく中でいろいろなことを考えていくものだということがよくわかりました。国際人権については、相内俊一さんのサポートが大きかったと思います。

ところで、審査請求の裁決書を見ると、代理人には、弁護士以外のたくさんの人が名前を連ねています。私も誰が誰だかわかりません。弁護士以外は全部マスコミの人です。これには理由があります。

審査請求という手続きは全部非公開です。非公開ということは、吉崎昌一さんや本多勝一さん、野村義一さんの証言が一切、外に出ないしくみになっているのです。つまり、密室における審議ですが、それでは何のために時間をかけて審査請求をやるのかわからないということになります。

民事訴訟法には、裁判所で代理人になるには弁護士でなくてはいけないというような規定がありますが、行政不服審査法を調べたところ、審査請求では代理人の資格に制限がないということがわかりました。それではということ、私は委任状をコピーして建設省に詰めているたかさんのマスコミ関係者に渡し、どんだん名前を書いてもらって、それを全部提出したのです。マスコミ関係者が審査請求に参加したことにより、審査請求の場で証言された中身はすぐに報道され、外部に伝わりました。

こうしたことは、建設省と私たちの知恵比べみたいなものでしたが、審査請求の内容を多くの人に伝えたいという、私たちの目的はとりあえず達成できたのです。

裁判の裏話は他にもたくさんあって、『二風谷ダム裁判の記録——アイヌ民族。トン叛乱』（萱野茂・田中宏編、三省堂、一九九九年）にも書きましたが、萱野さんが、悩んだことにこんなことがありました。

裁判当時、村山内閣ができて、五十嵐広三さんが建設大臣になりました。五十嵐さんは萱野さんの一九六〇年ころからの熱心なサポーターです。裁判では、法務大臣が訴訟上の当事者ですが、実質は建設大臣、つまり五十嵐さんです。そして原告の萱野さんは、当時参議院議員でした。仲の良い旧知の二人が、大臣と国会議員になり、法廷の場で争うということになったのです。そこ

から和解すればどうかという話も出てきたのですが、最終的には萱野さんもいろいろな仕事を振り切って和解しませんでした。ですから、その意味では、萱野さんは五十嵐さんの顔をつぶしてしまっただとも言えますが、もし途中で妥協し、みんなが納得できない解決をしていたらどうなっていたらどうかと、振り返ると恐ろしい気がします。

実は私たち弁護士も危うく乗せられかかったのです。それで、私の尊敬する鈴木悦郎先生がその責任を取って弁護士団から去っていくということもありました。裁判の途上には、さまざまな工作があるのだということを私も身をもって体験したのです。

6 判決後十年を振り返って

二風谷ダム判決後のこれまでの十年間についてお話したいと思います。

判決は一九九七年の三月でしたが、五月に萱野さんの尽力もあって、「アイヌ文化振興法」が制定されました。その振興法の附則第二条では「北海道旧土人保護法」の廃止ということがうたわれています。旧土人保護法廃止を新法附則で定めるとは、私も当時、これをつくった法務省の役人の頭の構造が理解できませんでした。

そもそもアイヌ新法の制定というのは、こんな文化振興ということではなかったはずですが。それがいつの間にか文化振興に収束してしまいました。この法律で、アイヌの人々に対する「負の遺産」を清算したことになるのかと疑問に思っています。小川隆吉さんは『週刊金曜日』という雑誌で、「むしろ、旧土人法の廃止はまだ早い」と言われていました。その通りです。「負の遺産」をどうやって清算するかということなしに「アイヌ文化振興法」をつくってしまい、そのまま議論は消えてしまったのです。このような新法では、一步前進したかのように見えて、全然そうではないと私も思います。

しかも、アイヌ文化振興法はアイヌ民族のことを「アイヌの人々」と呼んでいます。絶対に「民族」という言葉を使わない。実は、国連の「先住民年」も「先住民族の年」ではなかったのです。国連は当初、「インディジェナス・ピープル」(indigenous people)として、複数の「S」を付けていませんでした。後に「インディジェナス・ピープルズ」、あるいは「インディジェナス・ポピュレーション」となり、「先住民族」と呼ぶようになっていきます。最初のころは、国連も「人々」、「民族」の使い分けをしていなかったのですが、国内でもそれと同じく「アイヌの人々」という言葉を使いました。なぜ「アイヌ民族」ではないのか。まず、ここに問題があると思っています。

そして、その後の政治状況の停滞が問題です。道ウタリ協会を中心に何とかアイヌ新法を制定しようとしてエネルギーが結集されていたのに、文化振興法という形で終わり、政治的な動きも雲散霧消してしまいました。つまりアイヌ民族の問題は国政上、議論されることがなくなったということなのです。これは本当に残念なことだと思います。

アイヌ文化振興法ができる前は、社会党や後の民主党にもアイヌ問題関連のプロジェクトチームができていましたが、今では全部解散しています。自民党にも対応する委員会がありました。全部なくなっています。そうすると、アイヌ問題は今後、誰が継続的に取り上げていくのでしょうか。取り上げるところがなくなってしまった、という問題を指摘したいと思います。

そして、アイヌ問題に造詣に深い政治家が次々に引退してしまったということもあります。先日亡くなった池端精一さん（一九二九～二〇〇七年・元衆議院議員）、佐々木秀典さん（元衆議院議員、二〇〇五年政界引退）などですが、こうしたアイヌ問題に関する議論を推進する人がいなくなってしまったのです。ただ、現衆議院議員の鈴木宗男さんは、二〇〇六年十二月に日本政府が国連に提出した政府報告書について質問しています。この報告書は、国内の取り組み状況を国連に報告するものです。彼は外務省の問題に関連していろいろな質問をしており、その一環の質問であったと思いますが、それでも全く質問がないよりはむしろ（著者・本講演後付記Ⅱ多原

香里氏が、〇七年七月の参議院選挙で新党大地・民主党・国民新党の推薦で出馬、惜敗しました。彼女はアイヌ民族であり、北海道の近現代史の中の「アイヌとアイヌ政策」を専攻しています。彼女の今後に期待したいと思います。

私は、萱野さんが引退された後、道ウタリ協会が中心となって、次に続く人を推薦し政党に働きかけて議員にしなかったのか、不思議に思われてなりません。ここがまず問われなければならぬでしょう。萱野さんは、年齢や体調のこともあって引退されたのですが、後継者を送り込まなければ、それまでの動きが全部ストップしてしまいます。それで、現在は流れが全く無くなってしまうことだと思います。

メディアもこの問題については、全く音沙汰なしという状態です。これによってアイヌ問題に対する無関心が助長されてしまうと思うのです。何とか、ここにくさびを打ち込まないと本当にひどい状態のまま、いつまで経っても先住権の問題に立ち入れないと思います。二風谷ダム判決という確定判決がありながら、現状では、全然行政は対応していないし、国会もそれに対応していません。

政府は一貫してアイヌ民族を先住民族とは認めていません。認めることによって、何らかの権利が発生します。「先住民族の権利宣言」の起草に当たり、国連では先住権について六つくらいに

分けて検討しています。奪われた土地の返還や補償、資源の回復、更に水や空気などについても権利の回復をどうするのかということが提起されています。国内で、先住権をどこまで認めさせるかを議論しようということになったとしても、運動する主体が見えないのです。しかし、私は絶望はしていません。これについてはまた後で話をしましょう。

政府は先住権について全面否定しています。先住民族とさえ認めないのでですから、当然です。札幌地裁の判決の出た当日、当時の橋本龍太郎首相が「アイヌの人々が先住していたことは事実だ」と記者会見で言ったのです。その翌朝の記者会見で、梶山静六官房長官（当時）は「だからと言って、先住権は発生しない」と打ち消しました。これは梶山さんの知恵ではなく、役人の知恵です。役人がすぐ首相の言葉を否定してくれと頼んだのでしょうか。日本は、国際人権規約・B規約を条約として批准しており、同規約は、締約国に五年ごとに権利実現のための措置について国連への報告義務を課しています。二〇〇六年十二月に出された、その政府報告書の中でもアイヌ民族が先住民族であるという記載は全くありません。

しかし、日本政府は矛盾した行動もとっています。国連に人権委員会という委員会がありました。これは〇六年に人権理事会に昇格されました。それに関連して「先住民族問題に関する常設フォーラム」が設置されたのです。そのアジアからの委員枠は二人だったのですが、日本政府

は立候補し、東大法学部の岩沢雄司さんが委員になりました。先住民族を認めていない国が、先住民族のための常設フォーラムに委員を送る、これ以上の矛盾はないのではないだろうか。このように、政府の先住民族性の否定は頑強なものです。くさびを打ち込まなければならぬと思っています。

二風谷ダムはその後どうなったのでしょうか。判決の前年に、ダムは完成してたん水していますが、苦東が破綻したことは誰にも明らかで、〇一年、北海道は取水事業から撤退しました。つまりダムをつくる最大の目的であった工業用水の供給は正式に撤回されたのです。

実は工業用水を需要家に売る主体は北海道なのですが、ダムから苦東まで導水管というパイプを引く工事も道の責任でやることになっていました。しかし、水が必要とする企業が見込まれませんでした。そのため道は、全く導水管の工事に着手しないままだったのです。事業計画そのものが成り立たないのですから取水はやめるということですが、そうなると費用上の見込み違いが出てきます。

ダムの堤体の建設費は七百四十億円かかっており、そのうち百七十八億円を道が負担しています。当初、道は取水計画で利益を上げていこうということで負担したのですが、その見通しがつかなくなっていたわけで、国に負担金を返してくれと要望しました。こうしたことは全国初めてのこ

とです。そんなことは想定していないので、法律上も調整規定は一つもありません。

それでどうなったかという点、道は国土交通省とやり合って、最終的に五十三億円が戻ってきました。ところがしつべ返しがありました。このダム建設に協力するという点で国は道に補助金を四百億円出していたのですが、それを返せと国が言い始めたのです。本当に役人がやっていることといったらこんなことなのです。

道に戻ってきた五十三億円というのは、ダムの使用権を道が国に売却する名目でした。しかし、水も引かないのだから、そもそも使用権などないのです。しかし、何か理屈をつけないとお金が戻って来ない。それでダムの使用権という名目で五十三億円が国から戻ってきた。しかし、その中身はない。普通、物の対価としてお金の支払いがあるわけですが、この五十三億円の対価は何かと言えば何も無いのです。私たちには理解できない世界です。

二風谷ダム建設を含めた苦東の開発計画にかかわっていた人たちはどうなったのでしょうか。

苦東開発を押し進めた第三セクターの苦小牧東部開発株式会社は、一九九九年九月、約千四百億円の負債を抱えて札幌地裁に特別清算の申し立てをしました。同年九月二十九日付北海道新聞によると第三セクターの倒産としては国内最大規模のものでした。事業は株式会社苦東が引き継ぎました。しかし、相変わらず土地は売れない状態が続いています。十年ほど前には、「いつそ、

核融合施設を作ったら」という冗談にもならない話が出るほどでした。また、二風谷ダム判決のあった九七年の十一月に北海道拓殖銀行が破綻しました。この苦東計画を資金的に支えたのは拓銀と北海道東北開発公庫でした。拓銀は既になく、北海道東北開発公庫は、九九年日本政策投資銀行となりました。それから当時、ダム建設を推進した北海道開発庁も、二〇〇一年の中央省庁再編に伴い、国土交通省北海道局になってしまいました。このように、苦東をめぐってうごめいていた人や組織たちはみな消滅したのです。そして「違法なダム」だけが残った、ということなのです。

二風谷ダム裁判の後にも、アイヌ民族に関わる裁判が二件提起されました。「アイヌ共有財産訴訟」と「アイヌ人格権訴訟」ですが、私はこれらの裁判にかかりませんでした。

旧土人保護法廃止に伴い、「旧土人共有財産」の北海道知事による管理が終了しましたが、その返還をめぐって知事を相手取り行政訴訟が起こしたのが「アイヌ共有財産訴訟」でした。二〇〇二年三月、札幌地裁で却下されています。却下というのは本論に入らないで裁判に負けてしまったということです。この事件は判例集にも載っていませんので、代理人の弁護士に判決のコピーをいただきました。

この裁判は何を求めたかという点、共有財産の返還決定の無効確認という行政訴訟です。第一

次的には、返還手続きは無効だということになりました。第二次には無効ではなくて取り消しとなっています。取り消しも無効も効果は同じで、要するに返還の手続きが無効だということです。つまり、共有財産を返還せよということとを争う裁判ではないのです。

ですから、判決は「原告の返還請求の通り、返還決定しているのだから、何の権利侵害もない」ということで却下されているのです。もっぱら法技術的に判断されてしまい、アイヌ民族の権利の進展や衰退に全くかかわりのない次元の判決だと私は思っています。

このアイヌ民族の共有財産の返還訴訟については、もっと別な法的構成の仕方があったのではないかと思っています。旧土人保護法によって、共有財産は道知事が管理することになっていますが、信託の法理に準じて預けていた財産を返せということを争うことは可能だったと思うのです。ところが実際に行ったのは手続きの無効確認でした。無効確認してどうするのだ、という疑問があります。無効を確認した次に何か給付について裁判でもするのかということになります。なお、札幌高裁の判決は、共有財産として知事が管理すべきところをずさんにしていたのであり、返還決定に至る手続きもずさんだった、したがって、もし新たに提起される場合には再度の返還請求は制限されるものではない、と述べています。ただ、これは九七年五月にできた法律ですから、十年の時効が完成しているおそれもあるということです。

それからもう一つ、「アイヌ人格権訴訟」ですが、この事件は『アイヌ史資料集』（全八巻・北海道企画出版センター、一九八〇年）という書籍に、道庁の内部資料をそのまま転載、出版したことで、精神的損害を受けたという損害賠償請求訴訟です。転載されたのは、一九一六（大正五）年の道の復命書と、一八九六（明治二十九）年の「あいぬ医事談」の部分で、復命書は役人が命令を受けて調査した報告書です。こうした資料には五百名余りのアイヌの人の氏名や病名などが掲載されており、さらに「かの野蛮なる種族」、「独立の精神なく文化なき種族は滅亡あるのみ」という記述までありました。それをそのまま、資料集に掲載しているのです。原告は、アイヌ民族の方四人ですが、うち一人は祖父母の実名が記載されていました。二〇〇二年、札幌地裁は、「間接的な被害にすぎない」、「実名を掲示された者の中に、原告が含まれていない」として、請求を棄却しています。○四年に札幌高裁で控訴棄却、○六年の最高裁でも上告棄却という結果になりましたが、この判決は慰謝料請求権が発生するのかという実定法上の問題であって、アイヌ民族の権利がそれによって制約されたとかそういうことではないと思っています。

以上の二つが北海道で行われたアイヌ訴訟ですが、二つとも敗訴したからといって、二風谷ダム裁判で認められた「アイヌが先住民族である」ということが輝きを失うものではないと思っています。

最後に、どうすればアイヌ民族が先住民族としての権利を認められ、その権利が進展していくのかということについてお話ししたいと思います。要するに、運動の担い手をどうつくるかという問題と、その運動の主体は何をしていくのかということだと思っています。先住権の内容やそれを実現していく手続きについては、諸外国の例を参考にしながら研究し、成果を得ていくことです。それには当然、アイヌの人々や学者など、多くの立場の人が参加していくことが必要でしょう。

北大アイヌ・先住民研究センターが先日できたばかりですが、そこでそうした民族の権利のための戦略を考えていただき、具体的な運動の主体をつくっていただきたいと思っています。これがなければいつまで経っても運動の展開は難しいと思います。このセンターにかけられた期待はずいぶん大きいものがあるだろうと思うのです。

せっかくの二風谷ダム裁判の判決ですから、これをさらに光輝させるように研究と運動が進むことを期待して、私の話を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

第二部 質疑応答

司会（長谷川晃） 田中宏先生、どうもありがとうございました。

二風谷ダム裁判の弁護団のリーダーとしてご活躍をされた田中先生に、裁判の意義に加えてそのお立場でしか知り得ないことや経験されたことなどを語っていただきました。

この講演会は北大アイヌ・先住民研究センターと共催で行っていますが、センターの計らいで、先ほどお話の中でお名前も出ていました二風谷の貝澤耕一さんをお招きしています。ここで貝澤さんから、田中先生のお話に関連してコメントをいただければと思います。

貝澤耕一 田中先生、お久しぶりです。二風谷ダム裁判については、田中先生から皆さんに十分話していただいたと思います。

父・貝澤正が亡くなってから、私はその後を受け継いで訴訟を起こしました。そして、先生が話された通りの判決を受けました。訴訟を起こすことになった最初のころ、田中先生は「この裁

判は勝つはずがない。しかし、国が非道だからやりましょう」と言われ、延べ十五人の弁護団を結成していただきました。どの先生方も無償で応援してくれました。

あのような判決が出てから、もう十年が経ちました。ところが先生が話されたように国は何も動いていません。それどころか、国土交通省はもう一つ平取にダムをつくろうとしています。この判決があったからということで、一応、アイヌ文化の現地調査をしています。その調査に私も加わり、二〇〇三年から今まで携わっています。

話にも出てきた「チノミシリ」については、ダムへの影響を受けるところとして三カ所を確認してきました。また、遺跡が十七カ所あり、アイヌ文化にとって非常に重要な場所だということが明らかになってきました。しかし、国は、調査はしたが、ダム建設は実行するという可能性が非常に強いです。もし実行すれば、やはり国はアイヌ民族を認めていないということです。今でもアイヌを認めていないのは事実ですし、認めてしまったら、日本にいる他の少数民族の方々も認めなければなりません。鈴木宗男さんはなぜアイヌを応援しているかわかりませんが、鈴木さんが言うように、日本は単一民族国家だと思っていたがっている国なのです。そうした中で、果たして本当に二風谷ダム判決を生かしていくことができるのか、私は非常に難しいと思います。

ただ、私は少なくとも「こういう判決がありますよ」、「こういう事実が日本にありますよ」と

いうことを多くの人に知ってもらうことはできません。これによって国を動かすほかないのかなと思っているのです。今、私が携わっている平取ダムに関するアイヌ文化に関する調査には、北大アイヌ・先住民研究センター長の常本照樹先生も応援に駆けつけてくれていて、その力に大いに期待しております。

いつの日か私たちアイヌ民族、あるいは日本にいる少数民族の方々も一人の日本人として同じ権利を持てる日が来たらいいなと思っています。

司会(長谷川) 貝澤さん、どうもありがとうございます。

それでは、先ほどの田中先生のお話や今の貝澤さんのコメントに関して、会場の皆さんから質問をいただきたいと思っています。

質問者 1 今日の講演のタイトルには「訴訟の舞台裏」とあり、それもあつて参加させていただいたのですが、あの一九九七年の札幌地裁判決は、確かに画期的な判決であっただろうと私も思っております。国は負けたが、ダムだけが残ったという特異な裁判事例として今後も記憶されると思います。

一点、おうかがいしたいと思います。土地収用法のいわゆる収用の前提として、事業認定の違法が収用裁決にも引き継がれるということで判決が書かれています。当時は建設省、現在の国土

交通省が事業を進める主体です。しかし、収用権を与える事業認定をするのも建設省です。法的には人格が違うのだと言われればそれまでですが、事業を進める主体と認定する主体が同じということです。細かく裁判判決を読み込んだわけではありませんが、事業認定の違法性は収用裁判に継承されない、という意見の方も若干いるようです。そうすると、一体、事業認定とは何なのかということになります。認定を出す人が事業主体である人と同一人格者であるということに問題は無いのか、ということについておうかがいできればと思います。

田中宏 ご指摘の通りです。事業認定をするのは建設大臣でした。自分が自分の事業について認定するので、スピードは早いわけです。「時系列表」(十一頁)を見ていただきますと、国(代理人北海道開発局長)が、建設大臣に事業認定申請したのは八六年四月二十五日です。建設大臣はその八カ月後の十二月二十六日に事業認定しています。ですから役所の内部手続きだといような理解です。もともと建設大臣が行う手続きですから、国が事業主体の場合にはこのようになってしまう。例えば、北海道が道道をつくるということと土地を収用したいという時には、知事が事業認定申請を建設大臣にするということになるのですが、国の事業の場合は、国が自分で申し立てて、自分で認めるということになります。第三者が入るという場面は全然ないということです。

それともう一つ、事業認定の後に収用裁決が出ました。収用裁決が出たら今度は誰に対して審査請求するかといえば建設大臣です。国が自分（代理人＝北海道開発局長）で事業認定の申し立てをして、自分（建設大臣）でその申し立てを認めて、裁決に不服の地権者は、建設大臣に審査請求する。こんな不思議な制度はあるのか。これは日本の行政組織のおかしいところです。

北大に遠藤博也先生という行政法の先生がおられました。この例について「行政法では時々こんなおかしいことが起きるのだ」というようなことを言われていました。「何人も自己の事件について裁判官とならず」という法のことわざがありますが、完全にこれに反しています。自分で自分の裁判をしているのですから。

本多勝一さんが建設省で意見陳述をした時も、審査請求の手続きそのものがおかしいのではないかと話していました。というのは、国が北海道収用委員会に収用の申し立てをし、収用委員会の裁決が出たわけです。その裁決に対して萱野さんと貝澤さんの二人が審査請求の申し立てをしたわけですが、それを建設大臣にしたという実に変な話です。裁判でいうと、原告が裁判官になっているではないかということですね。極端な例で言いますと、強盗に入られて殴られたとします。被害者に当たるのが萱野さんと貝澤さんです。強盗に入ったのが建設大臣です。そこで二人が助けてくれと、警察や裁判所に言うのではなくて、強盗である建設大臣に訴える。そんな制度があ

るでしょうか。こんな手続きは聞いたことがありません。これではまさに世界の笑い者になる。こんなことを、本多さんは証言したのです。

そうすると、管理官は反発して、法の制度はこうだと細かく説明するのですが、本多さんは「それはわかる。何もあなたが間違っていると言っているのではない。そのような法律自体が基本的におかしい」と言ったのです。そうするとまたその三倍くらいの長さで、建設省の役人が説明する。そうしたやりとりがずっとあったのですが、結局、今の方のご指摘のように、制度のおかしさについて、管理官も認めざるを得なくなったのです。

私も、構造的にこんな手続きが許されるということは、日本の行政法や制度の中に欠陥があるとは思えません。現実には、こうした手続きが行われているということですよ。

質問者 2 二点お尋ねします。

第一は平取ダムです。先ほど貝澤さんからお話がありました。私も二〇〇六年暮れに現地へ行って貝澤耕一さんに案内してもらったことがあります。それについて今、訴訟等は起きていないのですが、事態は非常に悪いですね。

平取ダムをつくるべきかどうかについては、北大名誉教授の東三郎先生が委員長をされた委員会（沙流川総合開発事業審議委員会・一九九七年）が行われて、そこでは真つ二つに意見が分か

れたのです。委員長は二風谷ダム判決との関係でこれは違法ダムだからできないと主張されて権力に折れなかった。偉いと思うのです。ところが、その後いつのまにか平取ダムをつくるということに決まり、それを前提に環境アセスメントをすること自体、おかしいと思います。そういう事態に対する田中さんの感想をお聞きしたい、というのが一点です。

二つ目は、お話の最後に触れられた共有財産訴訟の問題です。私も田中さんが言われるように、文化振興法附則で旧土人保護法廃止をうたうという筋違いの扱いについては、国連の「先住民の権利宣言」との関係からみても大問題だと思います。しかし、この話を道ウタリ協会のある方に話したところ、共有財産の問題にこだわり過ぎだと言われました。私に言わせれば、道ウタリ協会がすぐそれに同意してしまったということも大問題だと思います。こういう訴訟は非常に重要な訴訟ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

田中 二つとも答えが大変難しい問題です。平取ダム計画も着々と進んでいるという状況にあると聞いています。問題は二風谷ダム裁判のような土地収用法の適用の場面がなく、訴えを起こす当事者となる方が平取ダムの関係ではないということ。少なくとも私は、アイヌの地権者の方が名乗りを挙げたということは聞いていません。山奥ですから、おそらく水没予定地の多くは国有地ではないでしょうか。水没予定地の地権者の中にアイヌの方がおられれば、二風谷ダム

と同じような構成が可能になるかなと思っています。ただし、その平取ダムに沈む土地とアイヌ文化の関係が明瞭（めいりょう）でなければなりません。文化というのは、人の生きざまの総体ですので、その土地がどれほどアイヌの人の生きざまに影響を与えているのかが問われます。しかし、ダム建設を阻止しようという組織が形成されていないと聞いていますので、コミットできる余地は少ないと思います。

質問者2 チャシなどアイヌの史跡が出てきていますね。二風谷ダム裁判の一宮判決のロジックであれば、平取ダムも「違法ダム」ですね。

田中 チャシなどの史跡があったことが確認されているからといって、直ちに違法とはならないと思います。チャシはあくまでも史跡であって、その史跡の持つ文化的意味とダムとの効用とを比較をすることによって違法論が成り立ちます。そういうことであれば可能だと思いますが、ただ、訴訟を起こそうと名乗りを挙げる方がいるとは聞いていません。

それから共有財産訴訟については、私自身、ご縁がありませんでした。

質問者3 共有財産裁判に関わっております、今考えているのですが、共有財産というのはもともと旧土人保護法に基づいて発生した財産ですね。旧土人保護法の制定過程では、請求権に触れるようなプロセスというのは当面、法的にはないように私には思えるのです。例えば、共有財

産訴訟で問題化されたような事態ですが、アイヌの財産であるが、旧法によって設定されたというプロセスをもつ財産について、先住権に触れるような訴えを起こすには、どのような構成が可能なのでしょうか。もしかしたら可能ではない、つまり相当困難なことではないかと思うのですが、先生はどうお考えですか。

田中 もし返還訴訟を起こすとすれば、信託法的に構成するということだと思います。アイヌの共有財産は、いわば受託者である道知事が管理するという形になっています。ですから、管理責任を負った人に対してその責任を追及するということです。その時に民族の文化にかかわる財産を管理する責任というように主張できれば、さらにいいかなと思います。ただ、これは財産訴訟ですから、文化的価値をどこまで認めるかということになると、これはまた別の問題になると思います。

本州の木曾川、長良川、揖斐川の支流域に、堤防に囲まれた「輪中」（わじゅう）という集落があります。それが土地収用になった事件があります。地権者は、輪中は歴史的、文化的に価値のあるものだから、通常の地価より増額すべきであると裁判を起しましたが、最高裁まで行っても「ノー」という結論でした。ですから、文化的価値にどこまで金銭的価値を認めるかということとは本当に難しいと思っています。

質問者3 共有財産とは、もともとは漁場であったり、土地や家、建物であったりしますね。それから現金の場合もあると思いますが、そういうものの中にどのような格好で文化的価値を主張し得るのか。こうした問題が難しいのではないかと思います。

田中 文化というのは、人が生まれてから死ぬまでの、そして朝から夜までの一日の営みについて、その総体をいうわけですね。「アイヌ文化」と言う場合にも、アイヌはどんな精神文化を持って生きているのか、朝起きてから夜寝るまでどんな営みをするのか、また、一年という単位や生まれてから死ぬまでの一生の単位の中で、さまざまな営みがあつて、その総体を指しているのです。そうしたものが共有財産の中にどのように反映されているのか、ということなのです。

例えば、漁法についてですが、萱野さんがよく言っていました、アイヌにはサケの獲り方が六十数種類あるのだそうです。世界で類を見ない「マレップ」というもりを使う獲り方もある。それこそが無形の文化だと思います。

ですから、共有財産のうち現金が文化的価値ではないことがはつきりしていますが、土地や建物の共有財産に、文化的価値を認め、この部分を金銭的に評価するのは、なかなか難しいのではないかと思います。

質問者4 先ほど共有財産の問題で時効が近くて心配だというお話がありました。どのようなこ

とが考えられるのでしょうか。

田中 このままいけば時効になってしまい、もう共有財産の訴訟については、新たに見つかったもの以外はできないのではないかと思っています。ですから、どうして手続きの違法確認をするような争い方をしたのか。この手続では、預けたものを返せ、管理財産はもつとあつたはずなのに、これしかないというのは管理責任を果たしていないという訴えにつながらないと思うのです。手続きが違法だと仮に認められたとしても、そこから次に何が導きだせるのか難しい。それであれば、管理義務違反で損害賠償を求めるなどの方向にもつていった方が実効的だったと思っています。ただ、当時の弁護士団の先生方が知恵を絞ってなされたことですから、私のような部外者が「こうすれば良かった」とは言えません。

質問者5 私は札幌在住の者ですが、先日、平取ダムの検討委員会があると聞いたので、傍聴に行つて来ました。民間の人や道ウタリ協会の人たちが委員になっており、今年度初の委員会がその日にあるということが直前に発表されたので、急ぎよ出かけました。

行つてみると、検討委員の人たちが集まるその会議は「検討委員会」ではなく、「検討会」（平取ダム地域文化保全対策検討会）なのです。より低い位置付けの会議になっていて、よくよく不可解だったので、ほとんど議論のない感じの会議でした。ダムは九月から着工すると言つていた

と思います。

もしそうならば、もう間近なのでびっくりしてしまうのですが、検討会の資料によると、平取ダムが出来たら、アイヌの人たちのチノミシリなどの重要な部分がどういう影響を受けるか調査されています。ところが、ダム建設を前提に、その場合はどうするか代替案の図もできているのです。チノミシリや祈りの場などが調査されて、ある場所にはたくさん集中していることがわかりました。それを見ると、そうした場所を水没させてはいけないと、まず思うのが常識だと思うのですが、そうではなくて「ダムをつくと代替案はこうなります」と、高台に小さな土俵をつくるというマンガみたいな図が示されています。

それなのに「こんなものではだめだ」と、どの委員も言わないのです。私は不可解なものを感じました。木や花などの植物は非常に詳細に調べており、これほどのものは過去のアセスメントではないと思います。これは一見、二風谷ダム判決やアイヌ文化振興法に基づいた調査報告に見えるのですが、サケやヒグマは調査対象に入っていないようです。それでもなく着工だということのようなのに、誰も反対しようとしません。

特に不可解だったのは、検討会委員十一人のうち、道ウタリ協会平取支部に所属する人が五人入っているのですが、誰も反対と言わなかったことです。これはどういうことなのかと思いまし

た。例えば、奈良県明日香村で古代遺跡がつぶされるということになれば、明日香村の人は怒り出すのではないですか。それと同じように、北海道の一部である平取のあの地域をいじるということについて、札幌にいても腹立たしいものを感じるのですが、そうした受け止め方は残念ながら、現地ではされていないのかと思いました。

それともう一つお話したいのですが、この会場には学生さんなど若い方がたくさん出席されています。若い方々はインターネットを駆使して、こうした検討会や広聴会などの情報は入手しやすいと思うのですが、実際に、そうした場に法律の世界で仕事しようと勉強中の学生さんが傍聴している姿を一度も見たことがありません。

北海道情報公開条例が何年か前につくられて、大変いい条例だという評価が与えられています。その検討委員会にも何回か傍聴に出かけましたが、傍聴席で学生さんを見かけることはありませんでした。情報公開条例がどのようにできていくのかという過程について、法律を勉強している学生さんたちが何の興味も持たないというのは不思議な気がします。情報公開条例の委員会では、座長の仕切り方などで驚くような場面もありましたが、こうした検討の現場を多くの学生さんたちに見てほしいとあえて言いたいです。

田中 今のお話は私に対する質問ではなく、ご意見ということ承っておきます。会場には法科

大学院の学生もたくさんいます。私は、彼らには、もっと社会の動きに目を見開いて積極的にかわってほしいと思っていますし、それが今の方のご意見だと思っています。

質問者 6 一般市民として参加させていただいています。先住権についてですが、具体的に先住権とはこういうものだということが明らかになっていないと、私たちとしては不安を感じます。北海道のアイヌ民族に関してだけで考えてもうまうまいかなだろうと思うのです。

例えば、国際的にどんな先住権があるかということですが、先住民族はほとんど国や政府という概念を持っていないだろうと思います。アイヌ民族も先住権というような概念を、もともと文化的には持っていないかだったのであり、むしろ、土地は神のものでアイヌのものではないということだと思います。そういう中で、先住権の具体的な内容を何とかまとめて明らかにすることはできるのでしょうか。

田中 その通りです。先住権の中身というのは、国によって地方によって考え方が違うのです。土地に対する権利、資源に対する権利、水や空気に対する権利、狩猟の権利などさまざまなものが考えられますが、国連では六つぐらいの権利を採用することが考えられています。ただ、ここで大事なものは、一体、何が先住権なのかということ。自決権というものもあるし、資源に対する権利というのがあります。どうすればその権利者になれるのかなど、そうしたことが本当に

不明確なままでというのが現実だと思っています。

講演の最後にもお話ししましたが、北大アイヌ・先住民研究センターが、五年計画という目標の中で、この先住権の内容を確立しようと努力されています。このセンターが、運動の拠点というわけにはいかなくても、運動の材料を提供する一つの基地になることは可能だろうと思います。センター長の常本照樹先生が「フル装備型の先住権」とか、「選択型の先住権」など、いろいろと検討されている様子を私も拝見しています。先住権の中身ははっきりこれだという、コンセンサスが得られる運動にしないと権利や言葉だけが上すべりしてしまうのではと思っています。

私はこのくらいのことしか言えませんが、今のお話を聞いて大事なことは、やはり早く先住権というものがどんな内容なのかを打ち出す。そしてそれを確立するためにはどんな手続きが必要なのかを打ち出していくことだと思っています。その際にはもちろん、諸外国の例を参考にしながらやっていかなければと思っています。

司会（長谷川） 田中先生、ありがとうございます。まだまだ会場の皆さんからのご質問の希望はあると思いますが、所定の時間が来ておりますので、この講演会もそろそろ閉じさせていただきます。ききたいと思えます。

本日の講演会は、すでに何度か触れましたように、この四月から開設された北大アイヌ・先住

民研究センターにも共催していただいておりますが、このセンターが設けられたことにより、こうした共同の講演会などの機会を通じて、北大が一つの中心となってアイヌ民族に関わるさまざまな問題に関していろいろと議論が交わされてゆければと思っております。そして、その中でまた、先住民族の権利に関する議論や運動の可能性を探っていくことも可能になると思います。これからぜひ皆様のご関心を寄せていただければと思います。

それではもう一度、田中先生に今日のご講演に対して拍手をお願いいたします。田中先生、そして会場の皆さん、どうもご参加ありがとうございました。

あとがき——その後の動きを見て

この講演後の二〇〇七年九月十三日、国連総会は「先住民の権利に関する宣言」を賛成百四十
三、反対四、棄権十一の圧倒的多数で採択しました。この宣言には、先住民族が、まず自らを先
住と認定しかつそのように認知される権利（第八条）、民族の政治的自決権（第三、十九、二十、
三十一、三十四条）、歴史的に有していた土地や資源の権利（第二十六条）、合意なしで没収され
たり、損害を受けた土地、資源の返還請求とこれに伴う補償の請求（第二十七条）、文化を復興・
発展させる権利（第十二条）などが盛り込まれています。これらの権利が、わが国において承認
されるならば、アイヌ政策は特段に進展することになり、負の遺産の清算も視界に入ってくるは
ずです。日本はこの宣言に賛成しました。反対したのは、アメリカ、カナダ、オーストラリア、
ニュージーランドの四方国で、それぞれ国内に多数の先住民を抱え、先住民問題が深刻な政治的
問題となっている国です。

この権利宣言は、二風谷ダム裁判が継続していた時から起草の作業部会が行われており、最終
稿確定から、人権委員会（現在の人権理事会）において採択されるまで、数年間たなざらしになっ

ていました。起草の作業開始から二十二年を経て、今般採択されたものです。この宣言には、法的拘束力はないものの、少なくとも、アイヌ民族に関する諸問題を解決する指針を示したことは間違いありません。

ところが、その当日、町村信孝外務大臣（当時）は「日本は、アイヌは先住民族として結論を出していない。政府として結論を出せる状況ではない」との見解を示しました（北海道新聞、○七年九月十四日付）。その理由は「国際的定義がない」というものです。裁判において、国が述べていたのと同様です。しかし、講演で述べたように「コーボ報告」があり、二風谷ダム判決でもこのコーボ報告をベースとしてアイヌ民族を先住民族として認めています。日本は先住民問題常設フォーラムに委員を送り込み、総会で国連宣言にも賛成しているのに、なお、定義がないことを理由にアイヌ民族が先住民族に当たるかどうかは回答できないというのです。何よりも、日本の国連大使は、先住民族とは何かもわからずに、賛成演説をしたのでしょうか。

本年十月四日、高橋はるみ知事は、道議会において、「国連宣言における位置づけや、宣言に盛り込まれた権利を審議する機関の設置を政府に要請する」との考えを明らかにしました（同、○七年十月四日付）。しかし、アイヌ民族の権利審議機関について、政府は十月五日、アイヌ民族にかかわる審議機関設置を考えていないとする冷酷な回答をしています。一方、胆振管内白老町は

同日、アイヌ民族を先住民と位置づけた「白老町アイヌ施策基本方針」を策定しています（同、十月六日付）。

二〇〇八年七月、「北海道洞爺湖サミット（主要国首脳会議）」が開催されますが、政府関係者は、この北海道をどう説明するのでしょうか。かつて和人が大挙して押し寄せる前の北海道はアイヌの国であったと説明するのでしょうか。それとも、全くアイヌ問題に触れずに「自然だけをお楽しみください」とでも言うのでしょうか。白老のポロトコタンもサミット開催中、同伴した夫人たちの訪問先の候補に挙がっているようですが、そこでわが国の案内人は相変わらず、「国際的な定義がないので先住民かどうかわからない」と言うのでしょうか。

このように、わが国のアイヌ政策には、外面と内面に余りにも大きなギャップがあります。サミットで醜態をさらさないことを祈るしかありません。

二〇〇七年 十月

田中 宏



北海道新聞社提供

田中 宏（たなか・ひろし）

北海道大学法学部卒業後、司法研修所を経て、弁護士資格取得。札幌弁護士会所属。札幌弁護士会会長、日弁連副会長を歴任。これまで、二風谷ダム裁判弁護士長や、たくぎん抵当証券株式会社の破産管財人などを務める。現在、北海道大学法科大学院教授（法曹倫理）。

〈司会〉

長谷川 晃（はせがわ・こう） 北海道大学大学院法学研究科教授、同研究科
附属高等法政教育研究センター長

刊行の言葉

日本社会を覆う改革の潮流の中で、大学も知の孤島から社会に開かれた知の拠点になるべきことは言うまでもありません。北海道大学大学院法学研究科附属高等教育研究センターも、二〇〇〇年四月の発足以来、社会科学の最先端の研究成果や各界の知的リーダーの叢智を社会にフィードバックすることを目指してきました。

二十一世紀に入り、日本は政治、教育、経済などあらゆる分野で混沌の度を深めています。改革という言葉は政治家の口からもマスメディアにも頻繁に語られています。何が改められるべき課題であり、どのような道筋をたどって改革を進めるべきかという基本的な部分で、議論が十分深められているとは言えません。

改革とは一握りのリーダーによって可能になるものではありません。広範な市民が同時代に存在する政策的課題を認識し、その解決に向けた基本的な理念を共有してこそ、時代は動いていくことができます。市民による同時代に対する認識を深めるための手がかりとして、ここにセンターブックレットを刊行します。

当センターは今まで、国政や地方政治の前線で活躍するリーダー、同時代の日本や世界を鋭く分析する作品を発表した研究者など、様々な方々をお招きし、知的触発の場を設けてきました。それらは、日ごろマスメディアでは伝えられないような生きた現実に関する体験的分析であったり、社会科学の研究の醍醐味を伝えてくれるものであったりします。こうしたゲストのお話が一度限りで消えてしまうのはもったいないことで、そうしたシンポジウムの記録を広く地域社会と共有するために、このブックレットは作られました。

今の日本では、効率優先、実利志向に基づく改革の中で、大学における社会科学の研究の意義が見失われかねないという現実があります。しかし、私たちが真に主権者として、社会の担い手として、自分たちの生きる国や地域社会のあり方を作り変えるためには、一見迅速であり、無益に見えても、政治や社会の課題について考え、議論するという作業を蓄積することが土台になるはずです。このブックレットを通して、大学のそのような活動について理解していただき、議論の広場に参加していただければ、幸いです。

二〇〇二年十一月三〇日

ACADEMIA JURIS BOOKLET 2007 No. 25

二風谷ダム判決とその後

2007年12月25日 発行

著者——田中 宏

編者——北海道大学大学院法学研究科
附属高等法政教育研究センター

発行者——長谷川 晃

装 幀——山本 健二

編集協力——(株)北海道新聞情報研究所

印刷・製本——(株)アイワード

Printed in Japan

ISBN 978-4-902066-24-1 C0031

©北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター